

## 4. 景観づくり通信の発行

令和元年度

### 竹原市・景観づくり通信 Vol. 1



竹原市景観計画

第1回景観づくり勉強会

2019年11月23日(土) 10:00~12:00  
道の駅たけはら2階 地域交流スペース

第1回テーマ

『竹原市の“今”を見つめよう』  
市の景観資源や魅力の発掘

### 竹原市の魅力ある景観づくりに向けた取組みがスタートしました！！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む「景観づくり勉強会」を開催しました。



#### ■当日のプログラム

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 10:00~ | 開会                                      |
| 10:30  | 景観計画について、竹原市の景観の現状について                  |
| 10:30~ | 【講演】たけはらのたから                            |
| 11:00  | ～景観資産と景色を育てること～<br>講師：広島工業大学工学部 今川朱美准教授 |
| 11:00~ | 【グループワーク】                               |
| 11:55  | 竹原市の魅力的な場所や資源について意見交換                   |
| 11:55~ | 今後の予定、閉会                                |
| 12:00  |                                         |

第1回景観づくり勉強会には、市内・市外から19名の方が参加されました。

当日は、市担当者から、景観計画の策定の趣旨や市の景観の現状などを説明した後、広島工業大学の今川准教授の講演で、景観づくりの考え方や景観を構成する要素（建物や道路など）について、竹原市の写真や動画を使って分かりやすく説明していただきました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、持ち寄ったお気に入りの景色などの写真を交えて、市の魅力的な場所や資源について意見を出し合いました。



### 第2回勉強会の予定

次回勉強会は、令和2年1月中旬頃に『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』をテーマに開催予定です。竹原市の魅力ある景観づくりに興味のある方は是非ご参加ください。

勉強会開催の詳しい内容が決まりましたら広報誌、市ホームページ等でご案内します。

## 第1回景観づくり勉強会の結果

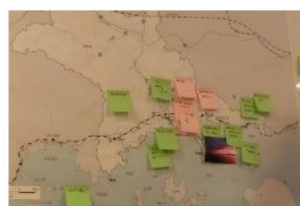
### Aグループ(主な意見)

#### お気に入りの景観・魅力

- 的場公園から見る島々の景色。日によって変わる夕焼けが美しい。
- 長浜から東の忠海高校までの海岸線の景色
- 黒滝山や朝日山からの眺望：山頂からの日の出・日の入がキレイ
- 宿根の大桜：山の高所から集落を見守り続けてきた歴史ある風景
- 賀茂川の河口：江戸時代からの治水構造が継承された風景
- 町並み保存地区：笠井邸からの景色、胡堂と山々のバランスが良い
- 仁賀の田園風景や小吹の竹林：町並みや沿岸だけではなく竹原の大事な資源

#### その他

- 目に入るもの全てが素晴らしい景観であるが、それらを発掘するためには、まず私たち住民が主となって自らの感性を育てて、来訪者へ発信していくことが重要



### Bグループ(主な意見)

#### お気に入りの景観・魅力

- 的場公園から見る海や桜
- 国道 185 号や JR 呉線から見え
- 三井の煙突「竹太郎」：竹原に鼎
- 二窓の神明さん、宮床まつりや
- 大久野島の海、遺跡、うさぎ
- バンブー公園：桜が大変きれい
- たまゆらな人のいるまち、竹と
- 吉名漁港、竹原港の夜の景色

#### その他

- 竹原市に來訪する人の多くは車に力を入れていくべき



る海の景色、船からみる景色  
 帰ってきたときに落ち着く風景  
 祇園まつりなどの風景

、竹の公園  
 桜

であるため、国道などの沿道景観



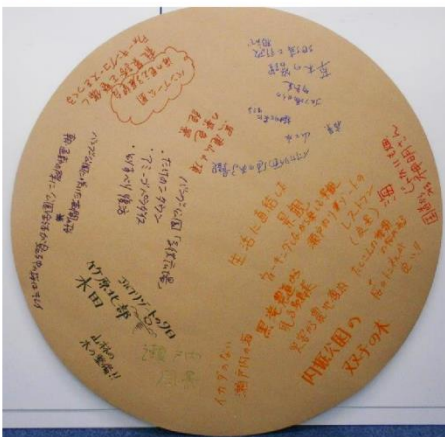
## Cグループ(主な意見)

### お気に入りの景観・魅力

- 内堀公園の双子の木：2本並んであるため、シンボリック
- 瀬戸内の風景：黒滝山の農道から眺める風景がよい
- 東野の水田：特に水を張った水田に山が映るのが美しい
- バンブー公園の満開の桜：朝の公園に咲く桜がキレイ
- バンブー公園から見る瀬戸内海：展望台があり瀬戸内海が見渡せる
- ゴルフ場からの多島美：昼だけでなく夕方や夜景もキレイ
- 赤土のじゃがいも畑：赤土の畑と背景にある瀬戸内海が美しい

### その他

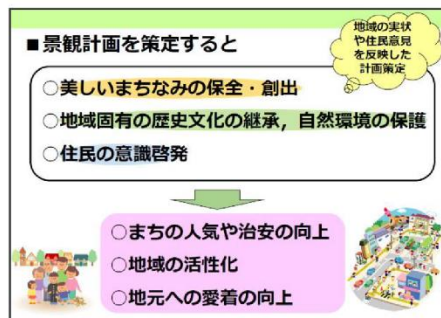
- ウォーキングしながら楽しめる景観づくりを進め、健康長寿を延ばすことが重要。
- 計画をつくって終わりではなく、生活に直結させることが重要
- 住民と行政が一緒になって草木の管理を行うことが重要



## 竹原市景観計画を策定します

景観計画とは、良好な景観を形成する区域や基本理念、建物のデザインや壁面位置、色の規制などの行為の制限に関する事項などを定めるものです。

本市では、今ある良好な景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくため、令和元年度から令和2年度で、景観計画の策定を進め、魅力ある景観づくりに取り組んでいきたいと考えています。



## 竹原市景観計画策定委員会を開催しました

令和元年10月29日に第1回竹原市景観計画策定委員会を開催しました。

委員会は、景観計画策定に必要な事項の協議を行うため、学識経験者、関係団体の代表者などで構成されています。

今回の委員会では、「竹原市の景観の現状と課題」、「景観に関する市民・高校生アンケート調査の結果」などについて報告し、意見聴取を行いました。

次回の第2回委員会では、景観形成の基本方針や重点地区の選定などについて、審議を行います。



委員会の様子

### ■委員会で出された主な意見

○景観計画は、今ある素晴らしい景観を「守る」という観点と守ると同時に「活かす」という観点が大事である。計画策定は規制されるというマイナスのイメージがあるが、まちの活性化に景観計画を使うようにして欲しい。

○アンケート結果を見ると、市民は竹原の歴史やこれまでの知識などから景観を考え、高校生は自分達の手で出来る景観づくりを考えている。市の景観づくりに住民の力が非常に期待できると感じた。



委員長挨拶

## 『竹原市景観17選』の写真 募集

市内の好きな景色や気に入っている風景、次世代に残したい景観などの写真を募集しています。

○応募写真:市内の景観写真(昔の写真から現在の写真まで応募可能です。)

○応募方法:応募写真と応募用紙(都市整備課に備付または市ホームページからダウンロード)を都市整備課まで持参・郵送・メールで提出してください。

※詳しくは右のQRコード、または『竹原市 景観17選』でご検索ください。



## 問い合わせ

竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579 E-Mail : toshi@city.takehara.lg.jp

令和元年度

## 竹原市・景観づくり通信 Vol. 2



竹原市景観計画

## 第2回景観づくり勉強会

2020年1月24日(金) 18:30~20:45

道の駅たけはら2階 地域交流スペース

## 第2回テーマ

『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』

## 第2回景観づくり勉強会を開催しました！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む「第2回景観づくり勉強会」を開催しました。

勉強会には、市内・市外から19名の方が参加され、『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』をテーマに将来のまちのイメージを話し合いました。



## ■当日のプログラム■

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 18:30~ | 開会                                        |
| 18:35  | 竹原市の景観づくりの方向性について                         |
| 18:35~ | 【全体ワーク】                                   |
| 19:10  | 重点地区について意見交換                              |
| 19:10~ | 【グループワーク】                                 |
| 20:40  | 良い景観に必要なもの・不要なものを考えて、将来に残したい景観のイメージを作成・発表 |
| 20:40~ | 今後の予定、閉会                                  |
| 20:45  |                                           |

はじめに、市担当者が「竹原市の景観づくりの方向性」について、景観特徴による景観づくりの地域分け、重点的に景観づくりに取り組む地区（重点地区）の選定方法・注意点と他市の事例、重点地区と重点地区以外の景観形成の方針について説明しました。

その後、重点地区の候補地として「町並み保存地区周辺」「竹原駅前周辺及び国道432号沿道」「忠海市街地周辺」の3地区について全体ワークで意見を伺い、「日の丸写真館前の雁木と常夜灯は歴史があり守っていききたい」、「街路樹で竹を植えているのは竹原だけ。よそにない景観づくりをして欲しい」などのご意見をいただきました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、良い景観に必要なもの・不要なもの等を実際の写真に書き込み、将来に残したい竹原市の景観イメージをつくりました。（結果は裏面）

## ●景観づくりの地域分け

市全域に魅力的な資源・景観があることから、**竹原市全域で景観づくりを進めます**。景観づくりの方向性は、**同じ景観の特徴をもつ地域（ゾーン）**ごとで定めます。  
（まちなか、住宅地、田園集落、多島美、山なみの5つのゾーン）

## ●重点地区

特に**竹原らしい景観**を有し、将来にわたって景観を保全すべき地区として、**より細かな景観形成の基準**（建築物や工作物の色・高さの規制等）を定めます。

【選定方法】市民意向や現況整理  
竹原市の他の計画との整合  
景観や地域づくりの活動があるか

総合的に判断

## ●重点地区以外

地域のもつ景観特徴を踏まえ、**良好な景観形成に向けた方針やルール**（太陽光パネルの設置ルール等）を示します。

竹原市の景観づくりの方向性



グループワークの様子

## グループワークの結果～将来のまちのイメージ～＜主な意見＞

### 町並み保存地区周辺グループ



### 竹原駅・国道432号周辺グループ



### 忠海市街地周辺グループ



## 第3回勉強会の予定

次回勉強会は、令和2年4～5月頃に『竹原市の魅力ある景観を共有しよう』をテーマに開催予定です。詳しい内容が決まりましたら広報誌、市ホームページ等でご案内します。

問い合わせ：竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579 E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和2年度

## 竹原市・景観づくり通信 Vol. 3



## 『景観形成に関する将来像と方針』

- 1) 竹原市が目指す景観づくり
- 2) 重点地区の景観づくり（候補地選定）

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL: 0846-22-7749 FAX: 0846-22-8579  
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

竹原市景観計画

令和2年3月に第2回景観計画策定委員会を行い、「竹原市が目指す景観づくりの将来像や基本方針」、「ゾーン別の景観づくり」、「重点地区の景観づくり（候補地選定）」等について審議しました。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、委員会は書面審議で実施。

## 景観形成の将来像

市の景観特性や上位計画（竹原市総合計画、都市計画マスタープラン等）、市民意向などを踏まえ、「景観形成の将来像」を定めます。

## 竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

- 市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。
- この竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

## “竹原らしさ”とは

瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景、伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合している様子、これらの風景や賑わいが誰でも身近に感じられること

## 景観形成の基本方針

景観形成の将来像を実現するため、「まもる（保全・維持）」、「みがく（創出・向上）」、「ととのえる（改善・調和）」、「つなぐ（協働）」の4つの基本方針に基づき、より具体的な景観形成の基本方針を定めます。

## ◇誇りある景観を「まもる」

竹原が誇る自然景観や歴史・文化的景観などの竹原固有の景観を守り、将来に継承していく景観づくり



## ◇魅力ある景観を「みがく」

竹原の魅力を新たに創出する景観づくりや今ある資源を活用し、磨き上げ、発信することで竹原の魅力と価値を高める景観づくり



## ◇愛着ある景観を「ととのえる」

竹原の良好な景観を阻害する要因を改善し、周辺景観と調和する景観づくり



## ◇一人ひとりの力を「つなぐ」

美しい景観を将来につなげるため、市民・事業者・行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪を広げる



## 景観づくりを進める区域

竹原市全体での良好な景観形成を進めるため、**市全域を景観計画区域**とします。

また、地域の特徴や資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域（市全域）を**5つのゾーン**と**2つの景観軸**に区分します。



| ゾーン・軸 | 概要                                                     | 主な地区など                            | 景観づくりの目標                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観ゾーン | <b>まちなかゾーン</b><br>竹原駅前商店街や竹原市役所周辺の商業施設や公共施設が集積する市街地エリア | 竹原駅前商店街<br>新開地区                   | 竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と活力のある景観形成を目指す。特に竹原駅前商店街は、町並み保存地区へつながるルートとなっており、市民や来訪者が心地よさと魅力を感じる景観形成を目指す。 |
|       | <b>住宅地ゾーン</b><br>まちなかゾーン周辺や吉名駅、大乗駅、忠海駅周辺の住宅地エリア        | 吉名駅周辺、大乗駅周辺、忠海駅周辺、下野町             | 生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指す。                                                                  |
|       | <b>歴史まちなかみ地域</b><br>歴史ある建物と住宅が共存し、趣のある景観を形成するエリア       | 町並み保存地区<br>忠海市街地                  | “竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指す。                                                        |
|       | <b>田園集落ゾーン</b><br>竹原市北部や宿根地区等の主に農業が営まれているエリア           | 東野町、新庄町、西野町、田万里町、仁賀町、小梨町、宿根地区     | 集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指す。                                                               |
|       | <b>多島美ゾーン</b><br>豊かな自然景観を有する島々による多島美を形成するエリア           | 瀬戸内海沿岸<br>大久野島・小久野島・阿波島           | 瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指す。                                                        |
|       | <b>近代産業地域</b><br>レンガ工場や火力発電所等が立地する沿岸部の工場エリア            | 吉名レンガ工場周辺<br>竹原製煉所周辺<br>竹原火力発電所周辺 | 臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指す。                                                        |
| 景観軸   | <b>山なみゾーン</b><br>市街地を取り囲むように山々が広がっている緑あふれるエリア          | 朝日山・黒滝山等のランドマーク、市街地を囲む山々          | 山々の緑豊かな自然景観の保全を目指す。                                                                           |
|       | <b>沿道景観軸</b><br>国道432号、185号の主要道沿道のエリア                  | 国道432号、国道185号                     | 市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指す。                                               |
|       | <b>河川景観軸</b><br>賀茂川の周辺                                 | 賀茂川                               | 竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指す。                                                           |

## 重点地区の景観づくり

特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区を重点地区に指定し、地区の実情に合ったより細かな景観形成の基準（建築物や工作物等の色・高さの規制など）を定めます。

### ➤ 重点地区指定の基準

- ・市の上位計画（総合計画や都市計画マスタープラン等）で方針が示された地区
- ・現在の法規制が弱い地区
- ・景観づくりや地域づくりの活動がある地区
- ・市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区

総合的に判断

### ➤ 重点地区の候補地

「町並み保存地区周辺」、「竹原シンボルロード周辺」、「竹原駅前周辺」、「忠海市街地周辺」



町並み保存地区周辺



竹原シンボルロード周辺



竹原駅前周辺



忠海市街地周辺

## 重点地区以外の景観づくり

重点地区以外の地域については、景観形成の将来像及び基本方針を踏まえ、ゾーンや地域の特徴を活かした景観形成の方針を示します。

- (例) 山なみゾーン：朝日山や黒滝山等からの良好な眺望を阻害するおそれのある行為等については、適切な誘導を図り、良好な眺望景観を保全します。
- 多島美ゾーン：的場公園や沿岸部の高台、ＪＲ呉線等から望む瀬戸内海の多島美景観を保全します。

## 委員からの主なご意見

- “遠景としての竹原”や“たけはらしさ”を意識した景観づくりを進めて欲しい。
- 竹原駅から町並み保存地区につながる本川通りを趣のある通りに整えて、町並み保存地区との繋がりをもたせてはどうか。
- 国道 432 号沿道は都市的な印象、駅周辺や町並み保存地区は小京都のような印象をもたせるまちづくりにより、メリハリをつけてはどうか。
- 景観づくりはルールづくりに加えて、住民の景観イメージを育むことも重要である。

委員会で頂いたご意見等を踏まえ、引き続き景観計画の策定を進めます。

## 今後の予定

第 3 回景観づくり勉強会を 6 月 27 日（土）に『景観づくりのアイデアを掘り下げよう』をテーマに開催しました。次回はその内容について 8 月広報でお知らせします。

令和2年度

# 竹原市・景観づくり通信 Vol. 4



竹原市景観計画

第3回景観づくり勉強会 参加者 19名

2020年6月27日(土) 10:00~12:00 竹原市民館2階

テーマ『景観づくりのアイデアを掘り下げよう』

問い合わせ

竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579

E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

## 第3回景観づくり勉強会を開催しました！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む、第3回景観づくり勉強会を開催しました。

当日は、大学生をはじめ若い方も多く参加し、『竹原市の景観づくりのアイデアを掘り下げよう～地域でできること、行政が取り組むこと』をテーマに意見交換を行いました。



竹原ケーブルネットワークと中国新聞の取材があり、勉強会の様子が放映されました。

### ■当日のプログラム■

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 10:00～ | 開会                              |
| 10:15  | 「竹原市が目指す景観づくり」の概要説明             |
| 10:15～ | 【グループワーク①】                      |
| 11:15  | ゾーンごとの景観づくりのアイデアの掘り下げ           |
| 11:15～ | 【グループワーク②】                      |
| 11:55  | 取組みの実現化に向けた意見交換<br>グループワーク結果の発表 |
| 11:55～ | 今後の予定、閉会                        |
| 12:00  |                                 |

はじめに、市担当者が「竹原市が目指す景観づくり」として、景観形成の将来像と基本方針、ゾーン別の景観形成の方針（田園集落・山なみ・多島美・まちなか・住宅地の5つのゾーンと沿道・河川の2つの景観軸）について説明しました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、ゾーンごとの景観づくりの取組みアイデアとその担い手について意見交換を行った後、いくつかの取組みについてさらに掘り下げ、実現化に向けたアイデアを出し合いました。

参加者の方からは、「行政や事業者等ができることは限られているので、住民が景観づくりに関わることが大事だと感じた」、「自分たちができることを提供することで行政との協働体制ができると思う」、「みんなが楽しく自分のこととして景観づくりを考えて実行したら、このまちはもっと良くなると思う」といった前向きなご意見をいただきました。



## グループワークでの主な意見 ～景観づくりの取り組みアイデアと担い手～

【担い手】行政：● 事業者・団体：▲ 住民：■

### 田園集落ゾーン



田万里町の菜の花畑

- ・賀茂川や耕作放棄地等のまちぐるみでの草刈り●●
- ・太陽光パネルの設置場所の規制▲●●
- ・観光資源の維持●●▲
- ・地域おこし協力隊の派遣●
- ・ものづくり発信拠点の設置■▲
- ・使っていない農地や農機具の貸出■▲
- ・農業の担い手確保●▲■
- ・河川沿いに竹原一押し植物を植栽●●■
- ・河川の土手管理、桜の木の手入れ■

### 山なみゾーン



黒滝山

- ・沿道や展望台の枝剪、清掃●●■
- ・眺望点、写真スポットの整備●●■
- ・太陽光パネルの規制、移設▲●●
- ・魅力的な場所の情報発信●
- ・貴重な動植物の保護とPR●
- ・ハイキングコース等の整備、新ルート発掘■▲
- ・バンブー公園へのバスの巡回▲●●  
(観光客や高齢者のため)
- ・宿根の山桜を見て、東野町へ迂回できる林道の整備●

### 多島美ゾーン



瀬戸内の多島美

- ・海岸や沿道、展望台の清掃■●●
- ・眺望点の整備、管理■●●
- ・竹原港へのアクセス改善▲
- ・多島美の観光クルーズ▲
- ・停泊船、個人船の整備と管理■●●
- ・ハチの干潟を復元●▲
- ・観光客が周遊できる交通手段や歩道の整備●●▲
- ・的場海岸の整備(進入路、休憩場所)●●▲
- ・バーベキュー場設置(賑わいづくり)▲

### まちなかゾーン



竹原駅前商店街

- ・安全なまちづくり●▲■  
(街灯の設置、歩車道の分離等)
- ・空き店舗、空きビルの活用●●▲■
- ・電柱をなくす●
- ・若者が集まるコミュニティづくり●●▲  
(Uターン・Iターン)
- ・空き店舗のシャッターに竹原らしい絵を描く▲■
- ・地域と子供達による緑化、ものづくり■●●  
(地域への愛着と活性化のため)
- ・商店街に新たなお店をつくる▲■  
(ファーストフード、カフェ、レンタルスペース等)

### 住宅地ゾーン



忠海市街地

- ・建物に統一感をもたせる●●■
- ・定期的な清掃活動■
- ・祭りの活性化■
- ・ドブ川の解消、暗渠化●
- ・街灯の設置●
- ・必要な場所のみ植栽、花を飾る●●▲■
- ・空家を格安で貸し出す、空家再生●▲
- ・竹原カラーや竹を醸し出す看板設置▲●●
- ・まちなみとの繋がりをもたせる●●▲■  
(色、高さ、植物等)

### 歴史まちなみ地域



町並み保存地区

- ・空き家の活用、修復、撤去▲●●■
- ・まちなみにあった色彩規制●
- ・自動車の進入規制●
- ・下水道の整備●
- ・無電柱化●
- ・建物の修理、修景(季節の花を飾る)●●■
- ・建築物の高さ規制●
- ・看板広告等を周辺と調和●▲
- ・ゲストハウス、サイクリング用のビジターセンターの整備●▲■

# 令和2年度 竹原市・景観づくり通信 Vol. 5



11月発行

竹原市景観計画

- 1) 重点地区の指定及び景観形成の方針
- 2) 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）
- 3) 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定方針

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL: 0846-22-7749 FAX: 0846-22-8579  
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和2年10月15日に第3回景観計画策定委員会を開催し、「重点地区の指定及び景観形成の方針」、「景観重要建造物、樹木、公共施設の指定方針」等について審議しました。

## 重点地区の指定及び景観形成の方針（案）

景観計画区域（市全域）の中で、特に竹原らしい景観を有し、将来にわたって景観を保全すべき地区及び竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区に位置付け、地区ごとの景観形成の方針を定めます。重点地区の候補は次の4地区です。

### 竹原駅前周辺



- **区域設定の考え方**  
市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を設定する。
- **景観形成の方針**  
心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

### 町並み保存地区周辺



- **区域設定の考え方**  
歴史的景観の保全及び形成を図る区域として、伝統的建造物群保存地区周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域を設定する。
- **景観形成の方針**  
町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

### 竹原シンボルロード周辺



- **区域設定の考え方**  
良好な沿道景観形成を図る区域として、竹原駅から市街地端までの国道432号沿道を設定する。
- **景観形成の方針**  
竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり  
賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

### 忠海市街地周辺



- **区域設定の考え方**  
歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全及び地区内の回遊性向上を図る区域として、地区内の主要道路沿道及び旧市街地を設定する。
- **景観形成の方針**  
忠海の玄関口として魅力あるまちなみづくり

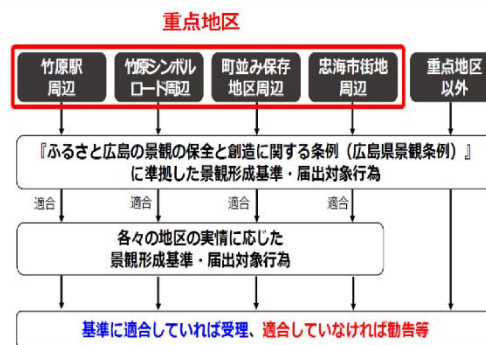
※町並み保存地区周辺を除く各地区の区域幅は、沿道に面する1宅地とする。

## 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）

現在の本市では、伝統的建造物群保存地区において建築物等の基準や規制がありますが、その他地域は広島県の条例に基づく大規模行為の届出と屋外広告物の許可となっています。

今回の竹原市景観計画の策定において、市独自の景観づくりに取り組むため、市全域については県条例に準拠した届出（一定の規模以上のもの）及び景観形成基準を定めます。

また、重点地区は、地区の状況に応じたより細かな基準（色彩や意匠等）を検討します。



## 景観重要建造物等の指定方針

地域の景観上重要な建造物及び樹木（他法令の指定のないもの）並びに公共施設は、市が指定したものについて積極的に保全や向上等を図ることができます。

本市では次の指定方針を定め、今後対象物の指定の検討を行います。

### ➤ 共通事項

- ・地域のシンボルとして広く市民に親しまれているもの
- ・地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たすもの

### ➤ 景観重要建造物

- ・竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ・その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

### ➤ 景観重要樹木

- ・樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ・希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ・その他特徴的な樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

### ➤ 景観重要公共施設

- ・地域の景観の骨格を構成する公共施設

### ●市民アンケートで意見が多かったもの



日の丸写真館（建造物）



バンブー公園の桜並木（樹木）

## 委員会での意見と市の回答（抜粋）

（委員）重点地区や基準等について、地域住民との合意形成はどのように行うのか。  
⇒〈市〉 住民説明会を開催し合意形成を図る予定です。時期は1月頃と考えています。

（委員）重点地区は永遠にこの4地区なのか、今後見直しを行うことはあるのか。  
⇒〈市〉 他の地区で住民の方の景観への大きな動き等が出てくれば追加や変更を行うことはあると思いますが、現時点ではこの4地区での指定を考えています。

## 今後の予定

9月～10月で「竹原市景観17選」の一般投票（199作品から50作品程度を選定）を行い、多くの方にご投票頂きました。皆様ありがとうございました。

今後は、11月の第4回景観づくり勉強会で景観写真を35作品程度まで選定、12月末の第4回景観計画策定委員会で景観17選の決定及び景観計画に定める行為の制限（届出対象行為及び景観形成基準）について審議を行う予定です。



# 令和3年度 竹原市・景観づくり通信 Vol. 6



令和3年3月発行

竹原市景観計画

- 1) 良好な景観形成のための行為の制限
- 2) 景観まちづくりの推進
- 3) 竹原市景観17選の決定

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579  
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和3年3月15日に第4回景観計画策定委員会を開催し、良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）、景観まちづくりの推進（住民・事業者・行政の役割と取組）等について審議しました。

また、「竹原市景観17選」の最終審査を行い、17作品が決定しました。



## 良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）

一定の規模や基準を超える建築物や土地の形状変更は景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

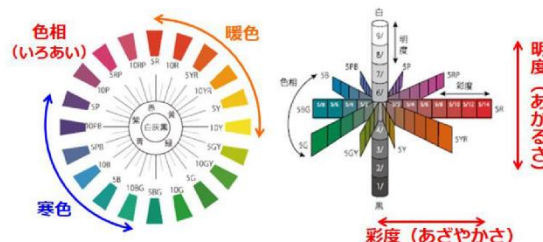
本市では、市全域についてはこれまで通り、県の景観条例に準拠した届出対象行為と景観形成基準を定めるとともに、屋外広告物や太陽光発電設備等について、主要な展望地からの眺望の妨げにならない設置や色彩等の基準を新たに定めます。

また、重点地区については、地区の現状や景観づくりの方針を踏まえ、建築物の高さや外壁の色彩基準（基本色や推奨色）等を上乘せして定めます。



### 【重点地区の景観形成基準（一部抜粋）】

- 竹原駅前周辺地区  
1階店舗部分は道路側をオープンとするなど、賑わいを感じられる景観形成に配慮する。
- 竹原シンボルロード周辺地区（国道432号沿道）  
建築物や広告物は、西方寺普明閣等からの眺望景観に配慮した意匠や色彩とする。
- 町並み保存地区周辺地区  
建築物は和風調、屋根は勾配屋根・瓦屋根とする。看板等は周辺の景観との調和に配慮する。
- 忠海市街地周辺地区  
黒滝山を見上げる眺望および見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。



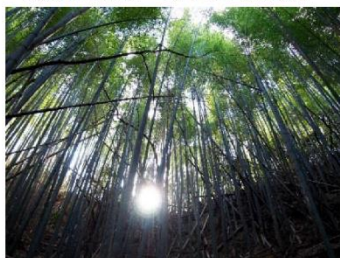
色彩基準（色相・明度・彩度を設定）

## 竹原市景観 17 選の決定

本市の魅力的な景観の再発見と良好な景観づくりへの意  
応募写真 199 作品について、一般投票及び景観計画策定

### 竹原町

(鎮海山城跡への山道で撮影)



#### 「鎮海山の竹林」

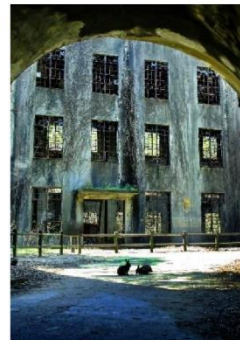
竹林といえば小吹ですが、竹小側から登る鎮海山にも「かぐや姫」が現れそうな趣のある竹林があります。

### 高崎町 豊山窯上



1. 太陽が大久野島の鉄塔を冠をかぶった状態を撮る
  2. 阿波島と小島を結ぶ島のすそが出る潮位が大切
  3. 雰囲気盛り上げるための船が必要で又、その位置
  4. 当日の天候が晴天であること
- この4つの条件が整うのは非常に難しく、1枚の写真を撮るのに3年かかりました

### 大久野島



#### 「戦争と平和」

戦争の傷跡が残る遺構が島の彼方此方に存在していますが、島内を伸び伸びと走り回るウサギ達に癒されながら戦争と平和について考えさせられます。

### 築地海岸



ハチの干潟の夜明けです。今は昨年豪雨で流木が散見されます。

### バンブー公園



バンブー公園の桜の季節は昼間と夜間に見る景色が各々違った趣があります。

### 本町



#### 「ふたり旅」

西方寺山門からの雪景色です。今は参道南側の家がなくなり残念です。

### 港町



旧佐々木ホテル近くからの夕景です。

### 忠海町 (黒滝山)



黒滝山の頂上から見る忠海の町並みと海と山

※写真には「撮影場所」と「撮影者のコメント」を記載しています。また、17作品は市ホームページに

識啓発を図るため、市内の「好きな景色」や「次世代に残したい風景」の写真を募集しました。委員会での審査を行い17作品が決定しました。皆様たくさんのご応募ありがとうございました。

#### 町並み保存地区



古い町並みが夕暮れと共に、両側には、竹明かりがとまりその中で、石畳みの上を夫婦で楽しく歩く姿は、むつまじくなごやかさを感じる一枚であります。

#### 普明閣周辺



竹原のシンボルと言われている普明閣。  
普明閣から眺める竹原の町の光景は古い時代にタイムスリップした様な錯覚に陥ります。

#### 吉名町 松本煉瓦付近



「落日」  
吉名町は明治時代から煉瓦の製造で栄え、今でもその姿を残しています。日没前の工場夕景は絶景です。

#### 本町



笠井邸 2 階からの雨の町並みです。

#### 福田のしし舞い



毎年10月に行われます。  
小学5年生のたいこに合わせて、獅子舞が行われます。

#### 築地海岸



「軍艦島の夏」  
8月13日の大崎上島の花火は契島の後方に上がります。

#### 普明閣の境内から撮影



「普明閣」  
自他共に認める代表的な景観といえるのが普明閣です。竹小時代はここが遊び場で、4時半と5時のサイレン、広銀のコガネムシが流れる夕方まで普明閣で友達と遊んでいました。(1988年撮影)

#### 忠海東 神明祭



竹や木で組まれた飾りつけをした「神明さん」を引き回し、夕方に火を点ける伝統的な火祭り。他の地区では見られない祭りです。

#### 忠海町東町 (二窓港の駐車場から撮影)



「二窓呉線カーブ」  
呉線がメディアで扱われる際に必ず登場するのが二窓呉線カーブの景観です。架線や線路付近でのドローン撮影は御法度なので一番近い二窓港から撮影してみました。(2014年撮影)

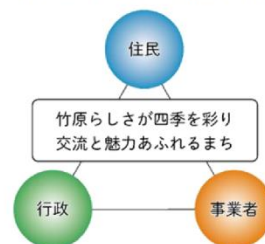
ジでもご覧いただけます。

## 景観まちづくりの推進（住民・事業者・行政の役割と取組）

景観計画の将来像に掲げる「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」の実現に向けて、住民・事業者・行政等がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成に向けた取組を協働で進めることが重要です。

### 【計画実現に向けた役割】

- 住 民：清掃や植栽活動など地域の景観づくりに主体的に参加。
- 事業者：地域貢献の一環として景観づくりに参加、実践。
- 行 政：国・県・近隣市町と連携し総合的な景観施策の実施。



### 【計画推進に向けて取組】

- 景観まちづくりに関する事業等の実施（竹原駅前エリアや国道 185 号・432 号の整備）
- 景観まちづくりへの意識醸成（竹原市景観 17 選、景観まちづくり団体の設置）
- 景観まちづくりのルール・体制づくり（景観審議会の設置、景観アドバイザー制度の導入）



竹原駅前エリアウォークアブルビジョン  
(令和 3 年 2 月策定)



国道 185 号の植樹

## 委員会での主な意見

- 届出及び景観形成基準の運用をスムーズに行うためには、届出より前に事前相談や事前協議を受け付け、事業者等と話し合いながら一緒に景観形成を進めていくことが大事。
- 山林景観は意外に見過ごされがちで、知らない間に開発行為が進んでいる場合があるため、景観資源として景観計画で位置付けておくことが必要。
- 色彩基準は、数値や文字ではイメージしづらいため、色彩パレットや実際の建材の色等から色彩を示すなどした方が良い。
- 太陽光発電設備や建築設備の日隠し等はもう少し景観に深く配慮し、重要な景観を守るべき場所については、形状や色彩などの基準の設定と事例を示した方が良い。
- 景観アドバイザー制度をできるだけ早く導入し、運用しながら景観づくりを進めて欲しい。

## 今後の予定

今後は、重点地区での住民説明会、パブリックコメント（市民意見の募集）を行い、みなさまの意見を反映した景観計画（案）を作成します。

その後、第 5 回景観計画策定委員会での審議及び都市計画審議会での意見聴取を行い、「竹原市景観計画」を策定します。

また、計画策定後は、景観条例及び屋外広告物条例の制定・施行を行います。



令和3年度

# 竹原市・景観づくり通信 vol.7

【竹原シンボルロード周辺地区 版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要



令和3年9月発行

竹原市景観計画

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579

## 竹原シンボルロード周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月20日（火）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（竹原シンボルロード周辺地区）



### 【景観形成の方針】

竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり  
賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

### 区域設定の考え方

良好な沿道景観形成を図る区域として、**竹原駅から市街地端までの県道竹原港線・国道432号の沿道を設定**  
（区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）



□：重点地区

（2）良好な景観形成のための行為の制限（重点地区内で、これから何をしていくのか）

| 事項  |      | 景観形成基準                                                                                                                                                                               |                                            |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 建築物 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。</li> <li>国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに快適な歩行者空間の創出に努める。</li> </ul> |                                            |
|     | ①形態  | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺建築物の壁面の位置や前面道路の状況等に配慮し、調和の取れた形態とする。</li> <li>大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>                                    | <br><br><p>壁面の位置が揃っていない 周辺建築物の壁面の位置に配慮</p> |

## (2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

| 事 項 | 景 観 形 成 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | <p>② 意 匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。</li> <li>・ 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。</li> <li>・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>  <p>屋上設備がむき出し 囲い(ルーバー)による修景      エアコンの室外機がむき出し 囲い(ルーバー)による修景</p> |
|     | <p>③ 色 彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別に定める色彩基準を基本とし周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> </ul>  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>                                                                                                                                                                        |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。</li> <li>・ 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。</li> </ul>  <p>高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠</p>                                                                           |

## (3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

| 行 為               | 届 出 の 対 象                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築増築、改築 移転、撤去 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)</li> </ul>                                                                                                            |
| 建築物・工作物の外観の変更     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要)</li> <li>・ 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの</li> </ul> |

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

## (4) 説明会での主な意見

- 竹原は竹の町であることから、竹をもっと意識した計画とするべきである。
- 国道432号の竹の植樹は背が高く、家から車を出る際に、国道432号の車が見えにくく危険な状況となっている。植栽の高さを低くしてほしい。
- 景観計画は観光振興のイメージがあるが、道路整備は日々の市民生活に欠かせないものである。国道432号の4車線化を早く進めてほしい。

## (5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。  
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度

## 竹原市・景観づくり通信 vol.7

【町並み保存地区周辺地区 版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要



令和3年9月発行

竹原市景観計画

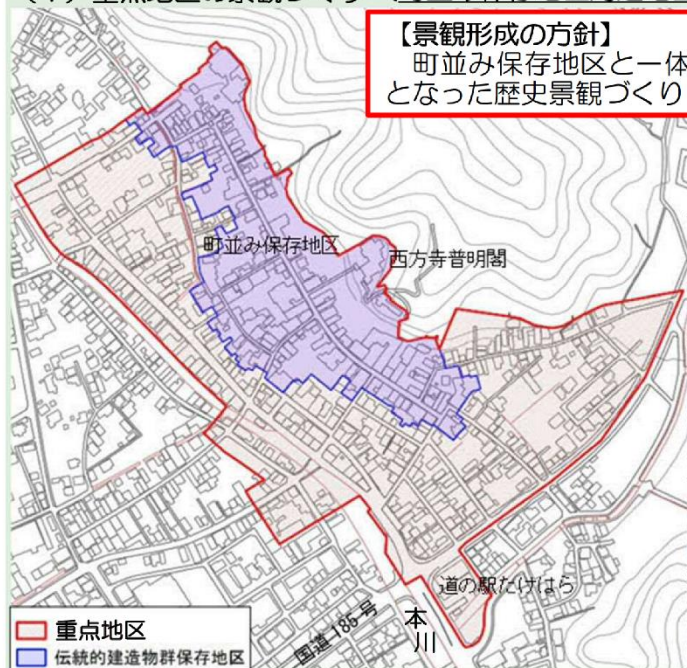
問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

## 町並み保存地区周辺地区の説明会を行いました。

(開催日：令和3年7月28日(水) 18:30~)

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

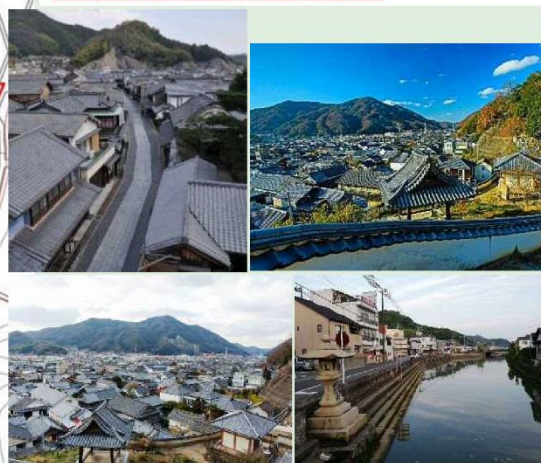
(1) 重点地区の景観づくり（町並み保存地区周辺地区）



【景観形成の方針】  
町並み保存地区と一体  
となった歴史景観づくり

## 区域設定の考え方

歴史的景観の保全及び形成を図る区域として、伝統的建造物群保存地区（町並み保存地区）周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域を設定



(2) 良好な景観形成のための行為の制限

(重点地区内で、これから何をしていくのか)

| 事項  |      | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。</li> <li>西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。</li> </ul>                                                                           |
|     | ① 形態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>建築物の高さは原則10m以下とする。</li> <li>屋根は勾配屋根及び瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。</li> </ul>                     |
| 建築物 | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>外観は和風調とし、コンクリート金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</li> </ul> <p>エアコンの室外機がむき出し 囲いルーバーによる修景 木製ルーバーによる修景 例</p> |

## (2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

| 事 項 |      | 景 観 形 成 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害 → 周辺景観との調和が図られるよう修景</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|     | ③ 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物に調和する色彩とするよう配慮する。</li> <li>屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度O(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。</li> </ul>  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 工作物 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準(強調色)に準拠する。また、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとする。</li> <li>地上設置型の太陽光発電設備等は道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。</li> <li>屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>  <p>極度に強い光や点滅で周辺の景観を阻害 → 極度に強い光を伴わないよう配慮</p>  <p>太陽光発電設備等が道路沿いに面している → 道路から自立しない位置へ設置</p> |

## (3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

| 行 為               | 届 出 の 対 象                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築増築、改築 移転、撤去 | <ul style="list-style-type: none"> <li>規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)</li> </ul>                                                                                                          |
| 建築物・工作物の外観の変更     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要)</li> <li>工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの</li> </ul> |

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

## (4) 説明会での主な意見

- 伝統的建造物群保存地区外の方の参加者が少ない。この計画の事を知らない人もでてくると思われる。生活に関わることで、今後条例制定までに周知を徹底するべき。
- 今から新たに建物を建てることや、改築する際にこの規制や届出の対象で、今住んでいる方に直ちに何か求めるものではないのか。(回答：はい。条例制定後の建築や改築等の行為が対象です。)
- 伝統的建造物群保存地区に住んでいるが、これまで、看板を立てる際に届出が必要であったが、他に住んでいて困ることはなかった。特に心配はいらないと思う。
- いざ、新築する際に、この計画のことを知らなかったということが無いよう周知を徹底してほしい。
- 外壁の塗替も届出が必要とのことだが、事前に都市整備課へ相談に行けばよいのか。(回答：はい。)
- 黒レンガや御影石の舗装があるが、損傷箇所がたくさんある。また、水路の蓋も修景してあるが、水害で流れ、探しに行くと、再度設置してもはまらない。不便なため、対策を検討してほしい。

## (5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。  
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度

## 竹原市・景観づくり通信 vol.7



令和3年9月発行

竹原市景観計画

【竹原駅前周辺地区 版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579

## 竹原駅前周辺地区の説明会を行いました。

(開催日：令和3年7月29日(木) 14:30～)

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

(1) 重点地区の景観づくり（竹原駅前周辺地区）

## 【景観形成の方針】

心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり



## 区域設定の考え方

市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、**竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を設定**  
(区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m)



(2) 良好な景観形成のための行為の制限

(重点地区内で、これから何をしていくのか)

| 事 項                                                                                                                                      | 景 観 形 成 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div data-bbox="247 1563 300 1597">共通事項</div> <div data-bbox="188 1753 225 1843">建築物</div> <div data-bbox="247 1776 288 1865">① 形態</div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。</li> <li>商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。</li> <li>周辺に圧迫感を与えない形態とする。</li> <li>建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。</li> <li>階高やひさしの高さは、周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る。</li> </ul> <div data-bbox="901 1608 1402 2056"> </div> |

## (2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

| 事 項 |      | 景 観 形 成 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。<br/>  <br/> 商店街の景観に調和しない奇抜な意匠    商店街の景観に調和するよう修景</li> <li>・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫すること。<br/>  <br/> 屋上設備がむき出し    囲い(ルーバー)による修景     <br/> エアコンの室外機がむき出し    囲い(ルーバー)による修景</li> </ul> |
|     | ③ 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> <li>・特に建築物の低層部については、歩行者の視線を意識し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。<br/>  <br/> ※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 工作物 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。<br/>  <br/> 屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害    周辺景観との調和が図られるよう修景</li> <li>・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。<br/>  <br/> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| その他 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な歩行者空間を創出するため、民地部分のオープンスペース化が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する<br/>  <br/> 壁面を後退しベンチや植栽を設置する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## (3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

| 行 為               | 届 出 の 対 象                                                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築増築、改築 移転、撤去 | ・規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)                                                                                                                                                             |
| 建築物・工作物の外観の変更     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要)</li> <li>・工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの</li> </ul> |

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

## (4) 説明会での主な意見

○空き地が増えているが、重点地区内の空き地に住宅は建てられるのか。(回答：この計画に伴う住宅建築の規制はなく、これから建てられる、建物の外観の規制となります。)

○今後、既存の建物について、景観形成基準に整合を図るよう指導されるのか。(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)

○景観形成基準にあるように、通りにイスがあったほうがよい。年配の方のためにも、屋根付きのイスを設置してほしい。

○空き店舗こそが景観を阻害していると思う。

## (5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。

その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度

# 竹原市・景観づくり通信 vol.7

【忠海市街地周辺地区 版】

竹原市景観計画（案）説明会の概要



令和3年9月発行

竹原市景観計画

問い合わせ  
竹原市役所 建設部 都市整備課  
TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

## 忠海市街地周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年8月2日（月）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

### （1）重点地区の景観づくり（忠海市街地周辺地区）



【景観形成の方針】  
忠海の玄関口として魅力  
あるまちなみづくり

### 区域設定の考え方

歴史と生活が融合したまちなみ景観の  
保全及び地区内の回遊性向上を図る区域  
として、**地区内の主要道路沿道及び旧市  
街地を設定（区域幅は沿道に面する1宅  
地程度、道路端から約15m）**



### （2）良好な景観形成のための行為の制限（重点地区内で、これから何をしていくのか）

| 事 項   |      | 景 観 形 成 基 準                                                                                                         |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建 築 物 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。</li> </ul> |
|       | ① 形態 | <ul style="list-style-type: none"> <li>黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。</li> </ul>                    |
|       | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。</li> </ul>                                |

## (2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

| 事 項 | 景 観 形 成 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | <p>② 意 匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</li> </ul>  <p>屋上設備がむき出し 囲い(ルーバー)による修景      エアコンの室外機がむき出し 囲い(ルーバー)による修景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害      周辺景観との調和が図られるよう修景</p> |
|     | <p>③ 色 彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> </ul>  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>  <p>山並み(稜線)から突出した工作物      背後の山並み景観との調和を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。</li> </ul>  <p>太陽光発電設備等が道路沿いに面している      道路から目立たない位置へ設置</p>                                                          |

## (3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

| 行 為               | 届 出 の 対 象                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築増築、改築 移転、撤去 | <ul style="list-style-type: none"> <li>規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)</li> </ul>                                                                                                          |
| 建築物・工作物の外観の変更     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要)</li> <li>工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの</li> </ul> |

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

## (4) 説明会での主な意見

- 狭小な市道部分を景観計画の重点地区に設定されているので、是非とも無電柱化に着手してほしい。
- 現在立っている重点地区内の建物で色彩準色から外れている建物はどうか。  
(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)
- 黒滝山から見上げる眺望への配慮は、重点地区内だけなのか。(回答：はい。)
- 忠海の歴史的景観の観点から、旧宅や神社・仏閣等をどのように保存していくかが計画に入っていない。これから建てる建物への規制ばかりになってしまっている。もっと、忠海の景観の良さを守っていくのであれば、古い歴史的建物も何らかの形で公共が保存していくべきである。古い歴史的建物の保存と規制を総合的に進める計画とすべきである。
- 忠海の街の中で、歴史的な建物など守っているものは多くあり、そういう活動をされている方も多くいる。祭りも忠海の住民の活力になっている。そういうことに役に立つような条例としてほしい。

## (5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。  
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。